

平成29年 第7回人事委員会 会議結果

1 日 時

平成29年3月31日（金） 10時00分から10時55分まで

2 場 所

札幌市役所本庁舎 人事委員会会議室

3 出席者

委員長 大塚 龍児

委 員 濱田 雅英

幹 事 事務局長、次長、調査課長、任用課長

4 議 題

議案第25号 人事委員会事務局職員の人事発令について

議案第26号 学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分）

議案第27号 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

議案第28号 札幌市人事委員会委員長及び事務局長等の事務専決に関する規則等の一部を改正する規則案

議案第29号 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案

議案第30号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例施行規則案

議案第31号 札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則案

議案第32号 札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則案

議案第33号 札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則案

議案第34号 札幌市立学校教育職員定時制通信教育手当支給規則案

議案第35号 札幌市立学校教育職員義務教育等教員特別手当支給規則案

議案第36号 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則案

議案第37号 札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則案

議案第38号 札幌市立学校教育職員教職調整額支給規則案

議案第39号 整備条例附則第8条第3項及び第4項の規定による給料に関する規則案

議案第40号 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係規則の整備等に関する規則案

- 議案第41号 勤務地が札幌市内及び東京都特別区内以外である教育職員の地域手当の支給割合に係る承認について
- 議案第42号 通勤が不便であると認められる公署に係る承認内容の変更について
- 議案第43号 人事交流等による採用者等の号俸の決定に係る承認について
- 議案第44号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の適用を受けない札幌市職員で新たに教育職給料表の適用を受けることとなった教育職員の号俸の決定に係る承認について
- 議案第45号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員が初任給基準又は給料表の適用を異にする異動をした場合の職務の級及び号俸の決定に係る承認について

5 議 事

○ 会議の開催について

委員1人が欠席したが、地方公務員法第11条第2項の規定により会議を開催することが決定された。

○ 議案第25号 人事委員会事務局職員の人事発令について

人事委員会事務局職員の人事発令について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定された。

○ 議案第26号 学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分）

教育長から請求のあった学校事務職員の昇任選考について教育委員会から説明が行われ、審議の結果、原案のとおり決定された。

○ 議案第27号 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

○ 議案第28号 札幌市人事委員会委員長及び事務局長等の事務専決に関する規則等の一部を改正する規則案

○ 議案第29号 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案

○ 議案第30号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例施行規則案

○ 議案第31号 札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則案

○ 議案第32号 札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則案

○ 議案第33号 札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則案

○ 議案第34号 札幌市立学校教育職員定時制通信教育手当支給規則案

○ 議案第35号 札幌市立学校教育職員義務教育等教員特別手当支給規則案

○ 議案第36号 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

案

- 議案第37号 札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則案
- 議案第38号 札幌市立学校教育職員教職調整額支給規則案
- 議案第39号 整備条例附則第8条第3項及び第4項の規定による給料に関する規則案
- 議案第40号 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係規則の整備等に関する規則案

上記14件の各規則案について事務局から説明が行われ、審議の結果、原案のとおり決定された。

- 議案第41号 勤務地が札幌市内及び東京都特別区内以外である教育職員の地域手当の支給割合に係る承認について

勤務地が札幌市内及び東京都特別区内以外である教育職員の地域手当の支給割合に係る承認について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定された。

- 議案第42号 通勤が不便であると認められる公署に係る承認内容の変更について
通勤が不便であると認められる公署に係る承認内容の変更について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定された。

- 議案第43号 人事交流等による採用者等の号俸の決定に係る承認について

- 議案第44号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の適用を受けない札幌市職員で新たに教育職給料表の適用を受けることとなった教育職員の号俸の決定に係る承認について

- 議案第45号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員が初任給基準又は給料表の適用を異にする異動をした場合の職務の級及び号俸の決定に係る承認について

上記3件の号俸等の決定に係る承認について事務局から説明が行われ、審議の結果、原案のとおり決定された。